

「2016年度研究助成」研究結果（概要）報告

一般社団法人日本内部監査協会

研究助成は、一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2016年度に助成金給付対象となった下記5件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。

「2016年度研究助成」助成金給付対象案件（敬称略）

申請者（所属先・職位：2016年9月現在）	研究課題
大石 哲也（産業技術大学院大学 特任准教授）	情報推薦技術の内部監査への応用可能性の検討
黒木 淳（横浜市立大学 学術院国際総合科学群 人文社会科学系列 専任講師）	私立大学の役員構成と監査が会計報告に与える影響に関する実証分析：ファミリー企業の属性に注目して
久持 英司（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）	組織内の社会的・倫理的側面を向上させるための内部監査の役割
松尾 慎太郎（東北公益文科大学 公益学部 助教）	内部監査の可能性—経営監査への展開を志向して—
丸山 恭司（愛知工業大学 経営学部及び経営情報科学研究科 准教授）	地方自治体監査のアウトソーシングおよび共同化に関する調査研究

研究テーマ：情報推薦技術の内部監査への応用可能性の検討

東京工業大学 情報活用IR室
特任准教授

大石 哲也

キーワード：Institutional Research、データ分析

本助成金受給当初の2016年度、産業技術大学院大学において情報推薦技術を応用した内部監査への応用を研究する予定であったが、2017年度に東京工業大学へ異動し業務が情報処理からInstitutional Research（IR）に変わったため、日本の大学における内部監査と

IRの関係性とそれぞれの分析結果の示し方および双方に応用できる分析手法について研究を行った。2017年度は異動後の業務の変化のためあまり研究を進めることができなかったため研究成果は2018年度に集中している。

日本のIR従事者が集う第7回大学情報・機関調査研究会（MJIR2018：国立情報学研究所）において「IRと内部監査」というタイトルで発表した。また本研究会を開催する立場から会場の設営から会の運営も担当した。IRの従事者は大学のデータを分析し業務改善に活かす仕事をしている人が多く、同じく大学の内部監査においてもデータ分析が必要なことから、IRと内部監査の関係は聴講者にとって大変興味深い内容であったようである。

また11th Annual International Conference of Education, Research and Innovation (iCERi 2018：スペイン・セビリア)において上記の発表をリバイスした内容で「Institutional Research and Internal Audit in Japan」というタイトルでポスター発表をした。口頭発表と異なりポスター発表のためこの発表に興味を持った方々に話を聞いていただくことが

できた。この場で知り合った1名は後に日本で開催された8th International Conference on Data Science and Institutional Research (DSIR 2019)にも参加し交流の幅を広げた。

当初の研究テーマとは異なる内容で研究を展開させたが内部監査を国内外で知ってもらうために貢献できたと考える。

研究テーマ：私立大学の役員構成と監査が会計報告に与える影響に関する実証分析：ファミリー企業の属性に注目して

横浜市立大学 国際商学部 准教授
黒木 淳

キーワード：私立大学、ファミリー企業、監事、会計数値、ディスクロージャー

本調査研究は、(1)大学四季報やウェブサイトから手作業で入力したデータベース作成、(2)データベースを用いた実証分析、(3)実証分析結果を補完するインタビュー調査、の3つを実施した。それぞれの研究成果は次のとおりである。

(1) **大学四季報やウェブサイトからのデータ入力**：「大学四季報・私立大学編」『週刊東洋経済』（株式会社東洋経済新報社）および各私立大学のウェブサイトを開覧し、監事報告書の名前を確認した。同様に、理事会の構成を各大学が開示する「事業報告書」に掲載されており、ここから人数と属性について収集した。データは648学校法人を対象として、2008年3月期から2015年3月

期の期間において1件1件手作業で入力を行い、1年をかけて2度入力チェックを行った。計画通りに実施できた。

(2) **データベースを用いた実証分析**：(1)で作成したデータベース及び「私立大学財政データ」（株式会社東洋経済新報社）の2つを用いて実証分析を行った。本研究の独自性として、事業継承者として、①ファミリー族の名前が法人名にまで記載されている場合、②創業者と理事長名が同姓の場合、③理事会に所属する者で理事長と同姓の人数（ただし、日本人上位5位姓を除く）によって段階的に特定した。検証の結果、①の場合に会計ディスクロージャーおよび会計数値の操作性に強い負の関連性が観察された。これは、これまで企業で示されていた同族所有の特徴と同じであるが、所有概念がない場合、法人名にまで強く記載されなければ同族としての特徴を会計数値にまで影響を持たないことを示している。

(3) **実証分析結果を補完するインタビュー調査**：(2)で明らかになった検証結果の解釈を深めるために、「役員構成と監事」をテーマとしたインタビュー調査を行った。3法人の学校法人にインタビュー調査を行ったところ、(2)について大まかに支持する見解が得られた。

研究テーマ：組織内の社会的・倫理的側面を向上させるための内部監査の役割

青山学院大学大学院

会計プロフェッション研究科 准教授

久持 英司

キーワード：道徳哲学、倫理的アプローチ、監査一般、統合報告

本研究が目的としていたのは、対内的には組織の内部監査担当者自身も含めた意味で組織内の社会的・倫理的側面を向上させ、また対外的には統合報告等の作成・公表を通じて組織内の社会的・倫理的側面について公けにするとする局面において、内部監査がどのように役立ちうるか、という2つの点について調査研究することであった。

倫理に関わる研究にあっては、道徳哲学一般にまで遡ったうえで、そこから得られる知見をどのように生かすかを明らかにする必要があった。そこで本研究において倫理学の土台として活用したのは、西洋哲学全体の原点にあるともいえるプラトン（およびプラトンの書籍に登場するソクラテス）の哲学である。プラトンによる文献を援用することで明らかとなったのは、内部監査人など組織内の

専門家にとっては、物事を吟味し考え続けることが必要であるという点である。すなわち、マニュアルや制度などの規則・細則に頼って思考停止に陥ることは極力避け、日頃から原理・原則を念頭に、それに基づいて現場で判断を下し倫理的な行動を実行するというのが専門家として必須であり、またこのような考え方を組織内の各構成員にまで浸透させることで組織全体の社会的・倫理的側面の向上にもつながると考えた。原理・原則そのものを社会的・倫理的なものたらしめるための方法については、今後も検討を続けていく。

一方、対外的に統合報告等の公表を通じて組織内の社会的・倫理的側面を公けにすることが、組織内の社会的・倫理的側面をさらに向上させる動機づけとなる。統合報告等の外部公表情報に対して監査を実施もしくは保証を与えることについては、誰が行うのか、またどの程度のレベルの保証を与えるのか、といった議論がなされている。こうした議論の多くは公認会計士による財務諸表監査の枠組みからなされることが多い。本研究では、統合報告等の財務諸表外情報に対し、内部監査人が監査を実施もしくは保証を与えるという貢献ができるという観点から、一般的な意味での監査について論じているチャールズ・W・シャンドルの議論を取り入れることが重要であると考えた。

研究テーマ：内部監査の可能性—経営監査への展開を志向して—

東北公益文科大学 公益学部 専任講師

博士（商学）（2016年関西学院大学）

松尾 慎太郎

キーワード：経営監査、合理性、監査主題、判断規準、監査手続

国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって公表され、保証業務の枠組みに影響を与えた報告書である「*The Determination and Communication of Levels of Assurance Other than High*」では、保証水準の決定モデルとして、要因相互作用モデル（Interaction of Variables View）と作業量モデル（Work Effort View）の2つが提案されており、要因相互作用モデルを支持する証拠が得られたとされている。要因相互作用モデルとは、保証水準は、主題事項（Subject matter）、規

準（Criteria）、過程（Process）、証拠の質と量（Quantity and Quality of Evidence）といった要因やこれら相互間の作用に左右されるとする考え方である。このような知見から、アシュアランス業務としての内部監査について研究を行う際には、保証対象と保証手続の2つの側面から検討する必要があると考えられる。内部監査の発展の可能性として、組織体の運営に対する高付加価値な活動という意味での経営監査を志向する際に重要となるのは、合理性の監査についてである。合理性の監査を実施するうえでの課題として、まず、

保証対象の観点からは、主題事項としての合理性の意味内容が不明確である点と、その判断規準が確立されていないことが挙げられる。また、保証手続の観点からは、合理性についてアシュアランス業務を実施する際の判断過程が不明確であり、何をもって、十分かつ適切な証拠とするのかについては未だ確立されていない。これらの課題については、内部監査に関する詳細な実態調査の必要性を示唆しており、現在、質問票調査の準備を行っている。

研究テーマ：地方自治体監査のアウトソーシングおよび共同化に関する調査研究

愛知工業大学 経営学部 教授
博士（先端マネジメント）

丸山 恭司

キーワード：監査委員監査、地方自治体、アウトソーシング、共同化、IT

地方自治体における監査は、議会の同意によって選任される監査委員が、地方自治法に基づいて行っている。わが国の地方自治体には、東京都のように一国に匹敵する自治体もあれば、監査委員事務局の職員が2名しかいない町村もある。このような監査資源に大きなばらつきのある中で、比較的規模の小さな地方自治体では、監査が形骸化し、監査の実効性が損なわれている可能性がある。こうした課題を克服する方策として監査を監査法人にアウトソーシングしたり、複数の自治体で共同化して実施したりすることが考えられる。

本研究では、わが国の都道府県、政令指定都市および中核市に対して監査委員監査の組織実態、業務の外部委託および共同化の現状につき、郵送によるアンケート調査をした。

郵送に加えて、ハガキ、電子メールなどの方法で回答を依頼し、約91%の自治体を調査することができ、網羅性の高い調査を実施することができた。

調査の結果、監査組織の実態については、比較的に年齢の高い職員が監査委員事務局に配属されているものの、3年未満で他部署に異動となるなど監査スキルの向上が困難な現状が発見された。外部委託および共同化という着眼点に加え、監査の実効性向上が期待されるIT活用について各自治体の取組状況、認識および検討状況を調査した。

調査結果では、公共工事の工事監査を公益社団法人日本技術士会に外部委託している自治体は、多数確認されたものの、会計専門職や監査法人に財務に関する監査業務を委託するケースが少なかった。監査委員事務局の共同化については、地方自治法改正で制度上可能となったものの、ほとんどの自治体で検討すらなされていなかった。IT活用については、ITに詳しい職員がおらず、データを活用した監査がほとんどの自治体で十分に行われていないことが確認された。各自治体においては、監査資源が乏しく、かつ監査に関する専門知識についても不十分であるという認識があるにも関わらず、アウトソーシング、共同化およびIT活用には慎重であることが

浮き彫りとなった。

また、本研究助成を得てオーストラリア・シドニーで行われた内部監査人協会（I I A）の国際コンファレンスに参加するとともに、同国の自治体監査の担当者にインタビューを行った。他の先進国では、自治体の監査をアウトソーシングしたり、複数の自治体で共同して実施することは当然視されていた。

こうした運用の背景には、監査の専門的な資格を有する者が官民を問わず存在し、かつ監査基準も官民で大きな違いがないことがインタビューで明らかとなった。

本研究成果は、わが国の自治体監査の具体的な問題点を明らかとし、今後の自治体監査のあり方を考察するにあたり学術的な貢献ができたといえる。